

村山市中小企業振興資金融資制度

徳内資金のご案内

村山市商工業の振興と中小企業の経営の安定を目的とした融資制度です。
市の資金を活用することにより、低利融資を実現しています。

市内
中小企業者
の
皆さん!!

対象者

市内に本店（または主たる事業所）を有し、市税を完納している中小企業者。

融資内容

資金用途	事業活動を行うに必要な運転資金、設備資金
融資限度額	2,000万円
融資期間	10年以内（据置期間は6ヶ月以内）
金利	1.6%
保証人	法人は原則代表者、個人は不要
担保	原則不要
償還方法	元金均等月賦及び一括払い（繰上償還可能）
取扱金融機関	村山市内に本店支店を有する金融機関 山形銀行、荘内銀行、きらやか銀行、北郡信用組合
その他条件	山形県信用保証協会の信用保証を付すること

保証料補給

当該融資において、山形県信用保証協会の
信用保証料の60%を、市で補給します。

申込み

まずは取扱金融機関にご相談ください。

問い合わせ先：村山市商工観光課 商工労政係
☎55-2111（内線153）